

1 . 激流の中の中央大学

経済学部教授 田中 拓男

2 . 司法制度の海外調査を終えて

商学部長 北村 敬子

3 . 中央法科大学院へ向けて

大学院法学研究科委員長
法学部教授

椎橋 隆幸



激流の中の中央大学

経済学部教授 田中拓男

子供の頃、激しい豪雨が長く続くと、川岸に立って故郷の川の激流に見とれたものです。狂奔する洪水に乗って次々に雑多なものが流されてきます。材木やごみの中に壊れかけた家屋が流れてきて思わず声をあげることも。でも、こんな大きなものは、やがて激流の中に消えていきました。

21世紀に向かう時代の激流（メガトレンド）を見ていると、いろいろなものが流れていきます。先頭ではアメリカの情報通信関連のハイテク産業や先端研究の機関がますます流れの勢いを加速させています。暫くすると激流をかき分けながら日本のハイテク産業、続いてリストラでようやく浮上してきた企業群、その後に激流に翻弄されながら浮き沈みの日本の大学群、よく見ると懸命に流れの最先端に追いつこうとする先発の大学、苦悶の表情を見せながらも川の流れに引っ張られている大学、後の方

の大学は徐々にこの急流から取り残され、何時の間にか川面から姿を消していきま

す。
さて、中央大学はこの激流の中でどこを流れているのでしょうか。「中大NOW」はその実況放送なのですが、その判断の資料を少しお見せしましょう。

教育産業はすでに少子化の進行で衰退産業に落ち込んでいますが、その中で中央大学のポジションを見ると次のようなデータが出てきます。受験生の数でみると、有力私立大学11校の中で中央大学のシェアは、平成5年の11.5%から11年には7.2%に後退しています。入学生の学力水準を計る偏差値は、この間にほぼ10ポイントの大幅な低下、先日講演会で来られた高校の先生は、8年前に比較して今やまったく違うレベルの学生層が中央大学を目指していると、鋭く指摘されています。

このデータからどのような判断を引き出すかは、大学関係者それぞれの自由な判断にお任せます。名門大学として長年優れた伝統を誇ってきた中央大学が、21世紀にも時代の激流の先頭に飛び出るように、それぞれの立場で研究教育の活動に最大限の情熱を捧げたいと願っている人も多いと思われます。大学の置かれている状況への深刻な危機意識と未来への夢・ロマンを共有する人々です。もちろん、フリーライダーとしてこうした改革努力を傍観することも自由ですが、一般に組織が経営的にも苦境に落ち込んでくるほど、フリーライダーへの批判が非常に厳しくなります。40万人余の卒業生が母校の衰退する姿に黙っているのでしょうか。

さて、中央大学の再生には、中央大学という組織に所属するメンバーの間で共有できる基本的な考えやビジョンについて、そのイメージを明確にすることが不可欠です。一般には、これは組織の基本理念とか、組織文化と言われています。21世紀の中央大学では、創立100周年記念の「学長講話」がもっとも基本的かつ重要なものと考えられます。中央大学の歴史的な転換点に立って、大学の最高責任者が一同に会した関係者に強く呼びかけたものです。当時の川添学長は、過去1世紀にわたる大学の活動を総括し、その中から次の100年に中央大学が継承し発展させるべき伝統として、「カンパニー精神」「不撓不屈の精神」「実地応用の学風」の3つを挙げました。

「カンパニー精神」は、かつて大学の創立記念で来賓として祝辞を述べられた慶応義塾の福沢諭吉先生の「社中」という言葉から来ているそうですが、私は仲間内の「共感協力の精神」と理解しています。研究教育の活動における「高い志」を共にするものが自由に集まり、相互に共感協力しながら共通の夢・目標を達成していく、そ

の「場」として中央大学の存在意義を強く認識し、組織に対する強い愛着を持って協働する。中央大学という「場」があっただけで、同じ志の仲間の研究教育にける情熱や心理的共振がより具体的に収斂して高い成果をあげるようになるからです。

中央大学の発展の方向をこのように考えると、志を同じくする者が自由に集まって共感を高め相互に協働・協力する「場」が非常に重要な役割を果たすようになります。学内では、小さな専門家集団という「場」から始まって学部や大学全体まで種々多様な「場」が形成されています。それぞれの「場」で人々が相互に心理的共振を感じながら協働しています。

また、こうした協力の「場」を相互にネットワークで緊密に結び、「場」間で情報や活動の共有化・同調化を進めることは、組織の活動レベルを高く維持するために非常に重要な課題です。活動レベルが低下すると、協働の「場」としての基盤が徐々に沈没していきます。丁度、川の激流の中にいつのまにか沈んでいくように。

次に「不撓不屈の精神」ですが、今風に言えば「チャレンジ・アンド・ネバーギブアップの精神」と考えられます。21世紀、時代の激流の中で、未来に対する不透明度が増しています。時代の変化が激しいだけに予知や予測の困難なものが多くあります。失敗すれば大きな打撃を蒙って流れから置いていかれますが、何もしなければ、やがて流れの中で沈没していきます。他方では、前向けの挑戦を続けることによって、敗者復活の機会も大きく開かれてきます。

このような時代環境のもとでは、中央大学は、豊富な情報収集と的確な情報分析をベースにしながら、スピードのある思い切った決断をすること、その勇気が強く求められています。大学100周年での「不撓不屈」宣言は、大学の関係者全員に21世紀

の時代の激流に挑戦しよう、その勇気を持つとうという呼びかけでしょう。

最後に「実地応用の学風」については、総合大学として発展する大学の方向を示唆しています。社会の動きがこれだけ激しいと、そこに多種多様な問題が現れてきます。現実社会の多様な問題を発見・分析・解決し、社会に発信していく懸命な努力が、中央大学の学問的作業の中に組み込まれていくなれば、今後も中央大学の社会的評価が高く維持されます。その際、研究者として実社会に生起する実際の諸問題を取り上げるだけでなく、人材育成においても、単に学問体系の講述だけでなく、学生の中に入って高度な専門的知識を動員しながら問題解決の応用作業を一緒に進めることによって、将来の社会活動で生きる実践的能力を鍛錬することが強く要請されています。市ヶ谷校舎で来年度開講予定（準備中）の「国際経済専攻」の設置など高度職業人養成を目標とした大学院の創設は、この伝統の学風を強化するものです。

この3つのキーワードは、いくつかのチームを編成して学生の自主的な海外調査を

進めている私のゼミで、長年基本的な指導理念になっています。同じ問題意識をもつ学生が数単位で集まって研究チームを編成しますが、この協働の「場」に集まったメンバーは、2年間自主的に活動の目標設定と管理を行ない、相互に心理的な共感共振を高めながら高い研究成果を上げています。教師は有効な「場」を設定し、その活動レベルを高く維持するように常に配慮・支援をしています。研究活動は、環境、情報、国際開発、国際貿易、国際経営などの専門分野に分かれますが、現実社会の具体的な問題について基本的な文献調査をもとに、国内および海外の実地調査を学生たちだけで独自に進め、その成果を研究報告書にまとめています。経験の乏しい学生にとって、海外での実践的活動はきわめて厳しいハードワークになり、しばしば高い壁に突き当たり、失敗もありますが、多くの優秀な先輩も加わり皆の協力によって幾多の困難を克服しています。これからも学生達の挑戦は続いていくと思います。ゼミの活動成果は拙著『若者達のキャンパス革命』（文真堂）に詳しくまとめています。





司法制度の 海外調査を終えて

商学部長 北村敬子

4月30日から5月11日まで連休を利用して、内閣の司法制度改革審議会による海外調査の仕事で、パリ、ボルドー、ロンドンの3箇所を回ってきた。委員13名が、それぞれアメリカ、フランス、ドイツに分かれての調査で、フランスとドイツ組は5月6日にロンドンで合流した。ボルドーには、ワインを飲みに行ったわけではなく、裁判官と検事の初期研修を行っている司法学院を訪問するために行ったのである。これまで役所の仕事で海外に行ったことがなかったため解らなかったのであるが、国民からの批判があるためか、とにかくスケジュールがきついのは驚かされた。さあ、大使館、司法省、法廷、法曹養成のための研修所、弁護士協会、弁護士事務所、大学とまさに分刻み。ほぼ網羅的に見学したため、勉強にはなったが、帰国してからの約2週間の間は時差ボケと旅の疲れで、ほとんど仕事にならない状態となってしまった。

ヨーロッパはこの時期が1年中で最高に良い季節で、花が綺麗な上に、日暮れも遅く、とても気持ちがよい。優雅においしいフランス料理でもと希望したが、有名なお店はどこも予約で一杯。トゥール・ダルジャンが駄目なら、せめて隣のお店でもと道路を隔てたお店に入ったが、所詮、隣は隣でしかなく、ドサッと量ばかり多い料理に閉口した。

しかしフランスでもイギリスでも、日本大使からお食事のご招待をうけたこと、きついスケジュールの合間に、留学中の文学

部の永見先生ご一家、商学部の朝倉先生ご夫妻それに附属杉並高校の鹿島先生とお食事を共にすることができたことは、大きな喜びであった。

さて肝心の司法制度について、書かなければならない。私が、フランスとイギリスを選んだ理由は？ご存知のように、フランスは、日本と同様に裁判官のキャリア制度を採用している国に対して、イギリスは、法曹一元（弁護士から裁判官を任用する制度）の国である。わが国では、この裁判官のキャリア制度について種々の批判がみられるが、フランスではキャリア制度そのものに対する批判はみられない。というのも、フランスでは、隣接職種の専門家を裁判官にする道が開かれている上に、裁判官の昇給がわが国のそれよりも緩やかな制度となっているからだという。さらにフランスでは参審制が、イギリスでは陪審制が採用されている。それぞれの国で法廷、とくに重罪院の裁判を傍聴したが、フランスでは3人の職業裁判官と並んで9人の素人裁判官が評決に参加する。併せて12人の裁判官が裁判長を真中にしてずらりと並ぶため、裁判席はもう混み混み状態。素人裁判官はJuryと呼ばれ、選挙人名簿から無差別に選ばれた者の中から抽選によって決定される。Juryになることは、納税義務、兵役義務と並ぶ国民の義務とされ、政治家や医者を除いては正当な理由が無い限り拒否できない。イギリスは参審制ではなくて陪審制を採用しているが、ここでもJuryになるこ

とは国民の義務とされ、1つの裁判で12人のJuryが選ばれる。

またフランスでは、普通裁判所の外に商事裁判所、労働裁判所等の特別裁判所があり、これらの特別裁判所の裁判官は、職業裁判官ではなくて無給の素人裁判官である。パリの商事裁判所を訪問したが、そこ

では商事に関する民事事件だけを取り扱い、その裁判官はほとんどが企業の経営者である。イギリスの治安判事裁判所の裁判官も、実費のみ支払われるものの無給である。これら両国の司法制度は、それぞれの国の長年にわたる歴史と伝統の中から確立されたものであるが、制度の違いにかか



ロンドンのソリスタ協会（弁護士協会）前で
フランス・ポルドーのレストラン

わらず共通している点は、それら制度が国民による義務感なりボランティア精神の上に成り立っているということである。今回のわが国の改革では、周知のように、その視点の一つとして「国民が利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与」が掲げられている。利用者である国民の視点を追求していくのであれば、国民の側に義務感というかボランティアの精神が醸成され、それが当たり前のこととして受け入

れられなければならないと思われる。司法制度の基盤整備のためにいかにすばらしい方策が提示されようとも、それを如何に運用していくかその方法が重要なのであり、それを法曹人にだけ委ねるというのではなく、法曹人以外の隣接職種の専門家もまた広く国民全体も、報酬を期待することなく積極的に司法に携わる気概がなければ真の改革はあり得ないであろう。



「中央法科大学院」 へ向けて

大学院法学研究科委員長
法学部教授

椎橋隆幸

司法制度改革の一環としての法曹養成制度の改革の最も有力な選択肢として法科大学院構想が急激に具体化しつつある。司法制度改革審議会（以下審議会という）の依頼を受けた文部省の法科大学院（仮称）構想に関する検討会議（以下検討会議という）は平成12年8月7日にそれまでの議論を整理して中間的報告を行った。これを受けた審議会は同日、集中審議の第1日に同問題について検討を行った。本稿はこの時点での資料に基づいている。この後、上記の集中審議を受けて検討会議はさらに検討を重ね、9月末にはその結果をとりまとめ、審議会に報告し、審議会は検討会議の最終報告を受けてさらに審議を行い、11月には中間報告として、この問題についての結論を出す予定と聞いている。

検討会議も審議会も法曹養成制度の改革の重要な柱として法曹人口をその質を向上させながら大幅に増加させる要請を掲げているが同時にこの要請を実施する条件として、公平性・開放性・多様性を踏まえることとしている。いずれの要請も重要であるが、私の印象では、後者に相当多くの時間が割かれているように思われる。質のよい法曹を多数養成するとの視点から法科大学院構想のグランド・デザインを描き、その中で基本的な枠組みと創意工夫の余地を各法科大学院に残しておけば自ずから公平性・開放性・多様性も達成できるのではないかと思われる。公平性・開放性・多様性の理念を実施するための具体的方策を考え

ると、法科大学院の地域的適正配置、経済的に恵まれない者の法曹になる途、統一試験の導入、法学未修者（法律学の基礎的な学識を有していない者）へ門戸を開くこと、その修学年限、夜間大学院、通信制大学院等々様々な可能性を検討しなければならない。これらの問題は制度を設計する上では必ず検討しなければならない重要な事柄ではあるが、同時に各大学等の関係者の利害にも深く関わるために、公平性・開放性・多様性を過度に強調することによって、質の高い法曹の増加という本来の目的についての議論の時間が少なくなってしまうのではないかと余計な心配をしてしまうのである。私がより詳しく知りたいと期待することは多くあるが、ここでは修業時限と司法研修所の役割についてとり上げたい。修業年限が2年か3年か、また、司法研修所で教える内容が何かが決まらなければ、法科大学院のカリキュラムを具体的に作るのに困難があるからである。

修業年限については法学未修者は3年、法学既修者（法学部卒業生等）は2年として両者を併存するとする案と3年制を基礎として2年の短縮型も認めるとする案とが示されている。法学未修者に完結した法学教育のプログラムを提供するためには最低限3年間は必要であろう。また、法学既修者が右の者と同じレベルに達するためには同じ3年は必要ないであろう。そこで、3年コースと2年コースを併存する主張には理由がある。しかし、法科大学院として二

つのコースを別々に用意するということは(学生数が多いことも考慮すると)実際には容易なことではなからう。また、3年制を基礎として、法学既修者には年限

の短縮や一定科目の履修免除を認めるとの案については、例えばアメリカのロースクール(3年制)では1年次の必須科目の履修が決定的に重要であるが、わが国の場合でも1年次の基本科目の履習は重要であることは間違いなく、それらの部分を短縮したり履習免除したりすることは法科大学院での教育の重要な部分を省略してしまうことにならないだろうか。また、法学部で法科大学院の1年次に相当する科目の履習をすることにするのであるだろうか。そうだとするとそれは適切なことであろうか。

もう一つの司法研修所の担うべき役割については意見の一致があるとはいえない状況である。理念としては私達も法科大学院で教えるべき内容について意見を持っているが、実際には、法科大学院修了後(新司法試験を経て)司法研修所で提供される教育の内容が判らなければ法科大学院でのカリキュラムを作成することは難しい。法曹として現場でスタートラインに立てるのに必要な研修とは何か。その必要な研修の中身とそれに必要な期間が定まれば、法科大学院で指導すべき内容も自ずと決まってく



ると思われる。

以上、検討会議と審議会の審議の様子に接して抱いた感想を述べてみたが、この感想は同時に検討会議・審議会への希

望であり、多くの者が共有しているのではあるまいか。

必ずや9月末と11月には検討会議と審議会は右の点を含む様々な論点につきさらに具体的な提案を示してくれるであろう。他の国々の例をみても判るように、質の高い法曹を多数養成するためには、今よりも長い法学教育期間が必要であろうし、充実した教授陣の下できめ細かい指導を提供する必要がある。また、従来より実務と密着しつつ、他方では原理・原則を深く探求する教育・指導方法が求められよう。さらには、各法科大学院がそれぞれの歴史、伝統、特色を活かし、創意工夫と熱意とによって、競い合い、その結果、全体として質が高く、内容の豊かな多様性のある法曹が養成され、日本の法律文化を高め、一方では国際競争力を高め、他方では、あまねく国民一人一人の法的需要に応じることのできる体制が作られていくことが期待される。わが国の法曹養成に重要な役割を担ってきた中央大学としても今迄以上の役割を果たすべく、特色のある法科大学院を作っていかなければならない。